

# 経 済 産 業 省

平成16・03・26原院第9号  
平成 16 年 3 月 3 1 日

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止  
の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領について

経済産業省原子力安全・保安院  
NISA-237c-04-1

平成 1 5 年 1 1 月 2 1 日に社団法人日本電機工業会より電気機械器具について、平成 1 6 年 2 月 1 2 日にケーブルメーカー等 9 社より OF ケーブルについて、当該電気工作物に使用される絶縁油に微量のポリ塩化ビフェニルが混入している可能性が否定できない旨、それぞれ経済産業省へ報告された。

これを踏まえ、経済産業省は、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに安全確保の観点から、平成 1 6 年 3 月 1 日付けで電気関係報告規則（以下「規則」という。）を一部改正した。

以上を受け、原子力安全・保安院は、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領を下記のとおり定め、その旨を当該電気工作物の設置者並びに各経済産業局長、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長及び内閣府沖縄総合事務局長に対し通知することとする。

なお、「電気関係報告規則の一部改正に伴うポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止状況の把握に関する標準実施要領について（平成14・10・30原院第2号 NISA-237c-02-4）」は平成 1 6 年 3 月 3 1 日限り廃止し、本実施要領は平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 記

1. 規則第 2 条の表第 8 号「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）」について、電気事業者は毎年度 3 月末日における当該機器の総台数及び総容量を規則様式第 1 0 により、翌年度 7 月末日までに経済産業大臣に報告すること。

2．平成16年経済産業省告示第67号に基づき、規則第4条の表第15号の2及び同表第17号の2の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物を次のとおりとすること。

- 一 変圧器（電気事業者にあつては、柱上変圧器を除く。）
- 二 電力用コンデンサー
- 三 計器用変成器
- 四 リアクトル
- 五 放電コイル
- 六 電圧調整器
- 七 整流器
- 八 開閉器
- 九 遮断器
- 十 中性点抵抗器
- 十一 避雷器
- 十二 OFケーブル

3．規則第4条の表第15号の2の届出を要する場合については、現に設置している又は予備として有している上記2．に掲げる事業用電気工作物であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とすること。ただし、判明した後直ちに、当該電気工作物を廃止し、同表第17号の2の届出を行う場合はこの限りではない。

- 一 別表に掲げる電気工作物の種類、製造者毎に示される表示記号等と一致した場合。
- 二 前号以外の場合であつて、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合。

4．上記3．本文の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第1に次の事項を記入の上、遅滞なく当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する経済産業局長に届け出ること。

- 一 設置者の氏名（設置者が法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 二 設置者の住所
- 三 事業場の名称
- 四 事業場の所在地
- 五 当該電気工作物の種類
- 六 当該電気工作物の定格
- 七 当該電気工作物の製造者名

- 八 当該電気工作物の型式
- 九 当該電気工作物の使用状態（設置又は予備の別）
- 十 当該電気工作物の製造年月
- 十一 当該電気工作物の設置年月

5 .規則第4条の表第16号の届出を要する場合については、上記4 .の届出を行ったもののうち、次の事項のいずれかに変更があった場合とすること。

- 一 設置者の氏名（設置者が法人にあっては、その名称）
- 二 設置者の住所
- 三 事業場の名称
- 四 事業場の所在地
- 五 当該電気工作物の使用状態（設置又は予備の別）

6 .上記5 .の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第1の2に上記5 .に該当する事項を記入の上、遅滞なく当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する経済産業局長に届け出ること。

7 .規則第4条の表第17号の2の届出を要する場合については、上記2 .に掲げる事業用電気工作物であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合とすること。

8 .上記7 .の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第2に次の事項を記入の上、遅滞なく当該電気工作物が設置されていた又は予備として保管されていた場所を管轄する経済産業局長に届け出ること。

- 一 設置者の氏名（設置者が法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- 二 設置者の住所
- 三 事業場の名称
- 四 事業場の所在地
- 五 当該電気工作物の種類
- 六 当該電気工作物の定格
- 七 当該電気工作物の製造者名
- 八 当該電気工作物の型式
- 九 当該電気工作物の製造年月
- 十 当該電気工作物の設置年月
- 十一 当該電気工作物の廃止年月

## 十二 当該電気工作物の廃止の理由及び内容

9．規則第4条の表第19号の届出を要する場合には、事業用電気工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合とすること。

10．上記9．の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第3に次の事項を記入の上、事故の発生後可能な限り速やかに当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する経済産業局長に届け出ること。

一 当該絶縁油がポリ塩化ビフェニルを含有していることの有無

二 一において、含有している場合にあっては、その濃度、事故の状況及び講じた措置の概要

11．上記1．から10．に記載されているもののほか、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用している電気工作物の報告については、別添のとおり取り扱うこととする。

## (別表)

| 電気工作物の種類  | 製造者名        | 表示記号等                                                                                                                                                                                         |
|-----------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 変圧器       | 株式会社愛知電機工作所 | 変圧器不燃性油（1965年以前製造のもの）、<br>不燃油変圧器（1966年以降製造のもの）、<br>冷却方式 <u>L N A N</u> （1966年以降製造のもの）                                                                                                         |
|           | 富士電機製造株式会社  | 富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入、<br>不燃性油入、カネクロール油入                                                                                                                                                     |
|           | 株式会社日立製作所   | J（型式番号中に「J」が含まれるもの）                                                                                                                                                                           |
|           | 北陸電機製造株式会社  | 不燃性油入、不燃性絶縁油入、カネクロール油入、<br>富士シンクロール油入、不燃性合成絶縁油入変圧器                                                                                                                                            |
|           | 株式会社明電舎     | A（型式番号中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの）<br>(NITAX、NIKAX、NIRSAX、NITSAX、NITA、NIRAX、<br>NIRGAX、NIRSGAX、NORAX、NORSAXY、NOTAX、<br>NORAXY、NIFA、NIFAX、NILAX、等)                                                   |
|           | 三菱電機株式会社    | 不燃性油入                                                                                                                                                                                         |
|           | 日新電機株式会社    | 不燃油入、A F 式                                                                                                                                                                                    |
|           | 大阪変圧器株式会社   | 不燃油入、不燃油使用                                                                                                                                                                                    |
|           | 株式会社高岳製作所   | U（型式番号中に「U」が含まれるもの、ただし「UM」<br>の記載品は除く）、不燃性油入                                                                                                                                                  |
|           | 東光電気株式会社    | 不燃性油入                                                                                                                                                                                         |
|           | 東京芝浦電気株式会社  | ・不燃性絶縁油入<br>・S（型式番号が「S」で始まるもの（ただしS Iで始<br>まるもの及び型式SH - 5 ~ 20を除く））<br>・型式番号がE P T - Sのもの<br>・L（冷却方式が「L」で始まるもの）<br><br>参考）型式番号表示で「S」を使用しているH C T R -<br>S 1 ~ S 2 1、H C R - S 1 ~ S 2 1は対象ではない |
|           | 中国電機製造株式会社  | 不燃性油入                                                                                                                                                                                         |
| 電力用コンデンサー | 株式会社日立製作所   | T P B、J（型式番号中に「J」が含まれるもの）                                                                                                                                                                     |
|           | 日立コンデンサ株式会社 | D F C A P A C I T O R、D F 式コンデンサ                                                                                                                                                              |

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マルコン電子株式会社<br>二井蓄電器株式会社<br>東京電器株式会社 | 表示に、P F C D、N H D、D F、N L D、N L D - C、<br>不燃性油入、シバノール入と示されているもの<br>または型式が、C D ~、M C D ~、N C D ~、F C D ~、<br>S S D ~、S D ~、D ~、S D A B ~、S D B ~、S D<br>R ~、F C D E ~、~ F C D ~、~ S D S ~、~ S D F<br>~、<br>~ A K ~、~ A D - ~、~ A S T - ~、S R T - A I N<br>R、S R T R ~、S R - ~、~ E D ~、~ E D S ~、~<br>E D F ~、~ A F ~、~ A - ~ (ただし、~は数字(群)、<br>- はハイフンを示す) で示されるもの           |
| 松下電器産業株式会社                          | A F 式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 三菱電機株式会社                            | K L - 1、K L - 2、K L - 3、K U F、K A F、K B<br>F、K E F、K U P、K A P、K B P、K E P、K T P、<br>K A L、K G L、不燃性油入                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 日本コデック工業株式会<br>社<br>株式会社関西二井製作<br>所 | S P F、T P F、T P A、T P B、T P E、S A D、S<br>A T、H P P、S F、T C S、T C B、A I B、T E S、<br>T E B、S F A I、T P F I、T P E I、D F 式                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 日新電機株式会社                            | A F 式、A F P 式、不燃性油含浸、三塩化ビフェニール<br>含浸、五塩化ビフェニール含浸                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 株式会社指月電機製作<br>所                     | T H K、L V - 1、S A K、P P A、P L、D F、D F<br>式、不燃性油入、L O W V A C C A P A C I T O R、<br>または型式記号が、A K、A L、B K、B L、C K、C<br>L、D K、D L、F K、F L、H F T、H T G、K K、<br>K L、K T D、K T M、K T Q、K T T、K T U、P、<br>R A K、R A S、R D F、R M O、R W O、R Z O、S<br>A K、S A S、S T D、S T M、S T Q、S T T、S T<br>U、T H K、T H S、Z A、Z H、Z J で始まるもの(た<br>だし、P F、P H F、P P M、P P K、P O M P で始ま<br>るものは除く) |
| 株式会社帝国コデック製<br>作所                   | 不燃油、不燃性油、油入 D 式、不燃性絶縁油含式、不燃<br>油絶縁式、塩化ビフェニール式、不燃性絶縁油式、<br>または型式記号が、A、B、C、D、E、F で始まるも<br>の                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 東京芝浦電気株式会社                          | S (型式番号が「S」で始まるもの)、不燃性絶縁油入、<br>P F C D、C D、シバノール                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 中国電機製造株式会社                          | 不燃性油入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 古河電気工業株式会社                          | 不燃性油、不燃性、A F 式不燃性油入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|        |               |                                                                 |
|--------|---------------|-----------------------------------------------------------------|
| 計器用変成器 | 富士電機製造株式会社    | 不燃性油入、富士シンクロール油入、富士不燃性合成絶縁油入、ポリ塩化ビフェニル使用                        |
|        | 株式会社日立製作所     | J (型式番号中に「J」が含まれるもの)                                            |
|        | 株式会社明電舎       | A (型式番号中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの)<br>(PAX、PAXE、CAPX、CNPAX、等)        |
|        | 三菱電機株式会社      | FH、CSF、CF、THF、CNF、CLF、TA、HSF                                    |
|        | 日新電機株式会社      | A (型式記号が「A」で始まるもの)、不燃油入、AF式                                     |
|        | 株式会社高岳製作所     | 1957年から1958年製造のもの(計器用変圧器または接地型計器用変圧器)、1958年から1959年製造のもの(計器用変流器) |
|        | 東光電気株式会社      | 不燃性油入                                                           |
|        | 東京芝浦電気株式会社    | S (型式番号中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの)、不燃性絶縁油入                            |
| リアクトル  | 富士電機製造株式会社    | 富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入、不燃性油入                                    |
|        | 株式会社日立製作所     | J (型式番号中に「J」が含まれるもの)                                            |
|        | 株式会社明電舎       | A (型式番号中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの)(NITAX、NIKAX、等)                    |
|        | 三菱電機株式会社      | 不燃性油入、Z313655、Z313656、Z313657、Z313658、Z377819                   |
|        | 日本コンデンサ工業株式会社 | SRD、SD                                                          |
|        | 日新電機株式会社      | AF式、不燃油入                                                        |
|        | 東京芝浦電気株式会社    | S (型式番号中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの)、不燃性絶縁油入                            |
|        | 古河電気工業株式会社    | 不燃性油入、不燃性油、不燃性                                                  |
| 放電コイル  | 日新電機株式会社      | 不燃油入、AF式                                                        |
|        | 東京芝浦電気株式会社    | S (型式番号中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの)、不燃性絶縁油入                            |

様式第 1

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用（設置・予備品保管）届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

電気事業法電気関係報告規則第 4 条の表第 1 5 号の 2 の規定により、経済産業大臣が告示する電気工作物の使用（設置・予備品保管）について届け出ます。

|         |   |
|---------|---|
| 事業場の名称  |   |
| 事業場の所在地 | 〒 |
| 連 絡 先   |   |

| 種 類 | 定 格 | 製造者名 | 型式 | 使用状態 | 製造年月 | 設置年月 | 個 数 |
|-----|-----|------|----|------|------|------|-----|
|     |     |      |    |      |      |      |     |
|     |     |      |    |      |      |      |     |
|     |     |      |    |      |      |      |     |
|     |     |      |    |      |      |      |     |
|     |     |      |    |      |      |      |     |

（その他参考となるべき事項）

## 備考（様式第1）

- 1．事業場の名称及び所在地には、当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を記載すること。なお、OFケーブルにあっては、事業場の名称及び所在地については、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端の地点における所在地（（例）MH××【○○区○○】～MH【区】）を記載すること。
- 2．連絡先には、担当部署のほか、電話番号、ファックス番号を記載すること。
- 3．機器の種類には、以下の機器の種類に対応する番号を記載すること。
  - (1) 変圧器（柱上変圧器を除く。）
  - (2) コンデンサー
  - (3) 計器用変成器
  - (4) リアクトル
  - (5) 放電コイル
  - (6) 電圧調整器
  - (7) 整流器
  - (8) 開閉器
  - (9) 遮断器
  - (10) 中性点抵抗器
  - (11) 避雷器
  - (12) OFケーブル
  - (13) 柱上変圧器
- 4．製造者名には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(23)その他を選択した場合は、具体的な製造者名をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。
  - (1) 株式会社愛知電機工作所
  - (2) 富士電機製造株式会社
  - (3) 株式会社日立製作所
  - (4) 北陸電機製造株式会社
  - (5) 株式会社明電舎
  - (6) 三菱電機株式会社
  - (7) 日新電機株式会社
  - (8) 大阪変圧器株式会社
  - (9) 株式会社高岳製作所
  - (10) 東光電気株式会社
  - (11) 中国電機製造株式会社
  - (12) マルコン電子株式会社
  - (13) 二井蓄電器株式会社
  - (14) 東京電器株式会社
  - (15) 松下電器産業株式会社
  - (16) 日本コデック工業株式会社
  - (17) 株式会社関西二井製作所
  - (18) 株式会社指月電機製作所
  - (19) 株式会社帝国コデック製作所
  - (20) 古河電気工業株式会社
  - (21) 東京芝浦電気株式会社
  - (22) 日立コンデンサ株式会社
  - (23) その他
- 5．使用状態には、設置状態か予備品として保管している状態かを記載すること。
- 6．その他参考となるべき事項には、当該電気工作物を譲り受けする場合及び4．のただし書きに該当する場合にその旨を、並びにその他ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握に参考となる事項を、それぞれ記載すること。なお、譲り受けして使用を開始又は予備として所有する場合には、譲り渡しする者の住所、氏名、事業場の名称及び所在地を併せて記載すること。
- 7．用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 8．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 1 の 2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

電気事業法電気関係報告規則第 4 条の表第 1 6 号の規定により、同表第 1 5 号の 2 の電気工作物の変更について届け出ます。

|         |   |
|---------|---|
| 事業場の名称  |   |
| 事業場の所在地 | 〒 |
| 連 絡 先   |   |

|       |       |
|-------|-------|
| 変更年月日 | 年 月 日 |
| 変 更 前 |       |
| 変 更 後 |       |

(その他参考となるべき事項)

備考（様式第1の2）

- 1．事業場の名称及び所在地には、当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を記載すること。なお、OFケーブルにあっては、事業場の名称及び所在地については、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端の地点における所在地（（例）MH××【○○区○○】～MH【区】）を記載すること。
- 2．連絡先には、担当部署のほか、電話番号、ファックス番号を記載すること。
- 3．様式第1に規定されている区分に従い、変更内容を記載すること。
- 4．その他参考となるべき事項には、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握に参考となる事項を記載すること。
- 5．用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 6．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

電気事業法電気関係報告規則第 4 条の表第 1 7 号の 2 の規定により、経済産業大臣が告示する電気工作物の廃止について届け出ます。

|         |   |
|---------|---|
| 事業場の名称  |   |
| 事業場の所在地 | 〒 |
| 連 絡 先   |   |

| 種 類 | 定 格 | 製造者名 | 型 式 | 製造年月 | 設置年月 | 廃止年月 | 個 数 |
|-----|-----|------|-----|------|------|------|-----|
|     |     |      |     |      |      |      |     |

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 廃止理由 | 1 : 老朽取替・廃止 2 : 損壊・焼損 3 : その他 ( ) |
| 内 容  |                                   |

(その他参考となるべき事項)

## 備考（様式第2）

- 1．事業場の名称及び所在地には、当該電気工作物を設置していた又は予備として保管していた場所を記載すること。なお、OFケーブルにあっては、事業場の名称及び所在地については、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端の地点における所在地（（例）MH××【○○区○○】～MH【区】）を記載すること。
- 2．連絡先には、担当部署のほか、電話番号、ファックス番号を記載すること。
- 3．機器の種類には、以下の機器の種類に対応する番号を記載すること。
  - (1) 変圧器（柱上変圧器を除く。）
  - (2) コンデンサー
  - (3) 計器用変成器
  - (4) リアクトル
  - (5) 放電コイル
  - (6) 電圧調整器
  - (7) 整流器
  - (8) 開閉器
  - (9) 遮断器
  - (10) 中性点抵抗器
  - (11) 避雷器
  - (12) OFケーブル
  - (13) 柱上変圧器
- 4．製造者名には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(23)その他を選択した場合は、具体的な製造者名をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。
  - (1) 株式会社愛知電機工作所
  - (2) 富士電機製造株式会社
  - (3) 株式会社日立製作所
  - (4) 北陸電機製造株式会社
  - (5) 株式会社明電舎
  - (6) 三菱電機株式会社
  - (7) 日新電機株式会社
  - (8) 大阪変圧器株式会社
  - (9) 株式会社高岳製作所
  - (10) 東光電気株式会社
  - (11) 中国電機製造株式会社
  - (12) マルコン電子株式会社
  - (13) 二井蓄電器株式会社
  - (14) 東京電器株式会社
  - (15) 松下電器産業株式会社
  - (16) 日本コデック工業株式会社
  - (17) 株式会社関西二井製作所
  - (18) 株式会社指月電機製作所
  - (19) 株式会社帝国コデック製作所
  - (20) 古河電気工業株式会社
  - (21) 東京芝浦電気株式会社
  - (22) 日立コンデンサ株式会社
  - (23) その他
- 5．廃止の内容には、廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、事故の概要及び事故後の処理を、「その他」の場合には、その概要を記載すること。ただし、「損壊・焼損」の場合、電気関係報告規則第4条の表第19号に基づく報告を行った、又は行う予定の場合には、その旨を記載し、具体的な記載は省略可能とすること。
- 6．その他参考となるべき事項には、当該電気工作物を譲り渡する場合及び4．及び5．のただし書きに該当する場合にその旨を、並びにその他ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握に参考となる事項を、それぞれ記載すること。なお、譲り渡す場合には、譲り受けする者の住所、氏名、事業場の名称及び所在地を併せて記載すること。
- 7．用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 8．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 3

電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

電気事業法電気関係報告規則第 4 条の表第 1 9 号の規定により、電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

|                     |     |      |    |            |      |      |     |
|---------------------|-----|------|----|------------|------|------|-----|
| 事業場の名称              |     |      |    |            |      |      |     |
| 事業場の所在地             |     | 〒    |    |            |      |      |     |
| 連 絡 先               |     |      |    |            |      |      |     |
| 種 類                 | 定 格 | 製造者名 | 型式 | 使用状態       | 製造年月 | 設置年月 | 個 数 |
|                     |     |      |    |            |      |      |     |
| 発生日時                |     |      |    | 復旧日時       |      |      |     |
| ポリ塩化ビフェニルの含有の有無（濃度） |     |      |    | 1：有（ ） 2：無 |      |      |     |
| 事故の状況               |     |      |    |            |      |      |     |
| 講じた措置               |     |      |    |            |      |      |     |

（その他参考となるべき事項）

|  |
|--|
|  |
|--|

備考（様式第3）

- 1．事業場の名称及び所在地には、当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を記載すること。なお、OFケーブルにあっては、事業場の名称及び所在地については、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には事故が発生した地点における所在地（（例）MH××【○○区○○】）を記載すること。
- 2．連絡先には、担当部署のほか、電話番号、ファックス番号を記載すること。
- 3．機器の種類には、以下の機器の種類に対応する番号を記載すること。
  - (1) 変圧器（柱上変圧器を除く。）
  - (2) コンデンサー
  - (3) 計器用変成器
  - (4) リアクトル
  - (5) 放電コイル
  - (6) 電圧調整器
  - (7) 整流器
  - (8) 開閉器
  - (9) 遮断器
  - (10) 中性点抵抗器
  - (11) 避雷器
  - (12) OFケーブル
  - (13) 柱上変圧器
- 4．製造者名には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(23)その他を選択した場合は、具体的な製造者名をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。
  - (1) 株式会社愛知電機工作所
  - (2) 富士電機製造株式会社
  - (3) 株式会社日立製作所
  - (4) 北陸電機製造株式会社
  - (5) 株式会社明電舎
  - (6) 三菱電機株式会社
  - (7) 日新電機株式会社
  - (8) 大阪変圧器株式会社
  - (9) 株式会社高岳製作所
  - (10) 東光電気株式会社
  - (11) 中国電機製造株式会社
  - (12) マルコン電子株式会社
  - (13) 二井蓄電器株式会社
  - (14) 東京電器株式会社
  - (15) 松下電器産業株式会社
  - (16) 日本コデック工業株式会社
  - (17) 株式会社関西二井製作所
  - (18) 株式会社指月電機製作所
  - (19) 株式会社帝国コデック製作所
  - (20) 古河電気工業株式会社
  - (21) 東京芝浦電気株式会社
  - (22) 日立コンデンサ株式会社
  - (23) その他
- 5．使用状態の欄は、本報告を行う時点における電気関係報告規則第4条に基づく届出の内容を記載すること。ただし、その後電気関係報告規則第4条第17号の2に基づく届出をする予定がある場合には、その旨をその他参考となるべき事項の欄にも記載すること。
- 6．事故の状況の欄は、事故の状況（被害状況も含む。）及び原因を記載すること。
- 7．講じた措置の欄は、事故後の講じた措置及び再発防止策を記載すること。
- 8．その他参考となるべき事項には、4．及び5．のただし書きに該当する場合にその旨を、並びにその他ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握に参考となる事項を、それぞれ記載すること。
- 9．用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 10．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用している電気工作物の報告に係る  
関係法令の解釈について

【電気関係報告規則第 2 条の表第 8 号】

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報( 当該機器を有する場合に限る。 )

1 . 目的

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況を適切に把握することを目的として、平成 13 年 10 月 15 日付けで電気関係報告規則の一部改正を行い、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止に係る報告制度を創設した。

柱上変圧器に関しては、台数が膨大であることから、実効的な制度の運用を図るため、年 1 回の定期報告として旧電気関係報告規則第 2 条の表第一号の「電気事業関係設備年報」の第 4 表の「配電線路」の配電用変圧器の欄に使用中の総台数及び総容量を記載することとしたため、当該報告制度の対象からは除外した。

今般、平成 16 年 3 月 1 日付けで、電気関係報告規則の一部改正を行い、そのうち、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況については、引き続き適切に把握するため、新たに改正電気関係報告規則第 2 条の表第 8 号の「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報( 当該機器を有する場合に限る。 )」を報告の対象として追加したもの。

2 . 運用上の解釈

地上設置形変圧器及び地下設置形変圧器並びに柱上変圧器( 自家用電気工作物を設置する者に限る。 )については、電気関係報告規則第 2 条の表第 8 号の規定に基づく報告の対象ではなく、電気関係報告規則第 4 条第 15 号の 2 の規定に基づく報告の対象とする。

なお、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器を設置する電気事業者において、3 月 31 日現在で、当該機器を全て廃止した場合にあっては、翌年度以降、当該報告を要しないものとする。

## 【平成16年経済産業省告示第67号】

電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第4条の表第15号の2及び同表第17号の2の届出を要する場合の欄の規定に基づき、別に告示する電気工作物を次のように定め、平成16年4月1日から施行する。

なお、平成13年経済産業省告示第631号（電気関係報告規則第4条の表第15号の2の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物）は、平成16年3月31日限り、廃止する。

電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び同表第17号の2の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物は、次の各号に掲げる電気工作物とする。

- 一 変圧器（電気事業者にあつては柱上変圧器を除く。）
- 二 電力用コンデンサー
- 三 計器用変成器
- 四 リアクトル
- 五 放電コイル
- 六 電圧調整器
- 七 整流器
- 八 開閉器
- 九 遮断器
- 十 中性点抵抗器
- 十一 避雷器
- 十二 OFケーブル

### 1. 目的

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況を適切に把握することを目的として、平成13年10月15日付けで電気関係報告規則の一部改正を行い、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止に係る報告制度を創設し、電気関係報告規則第4条第15号の2の届出を要する電気工作物は、平成13年経済産業省告示第631号により規定していたところ。

平成15年11月21日、社団法人日本電機工業会より電気機械器具について、並びに平成16年2月12日、ケーブルメーカー等9社（ ）よりOFケーブル（絶縁油を用いる電力用ケーブル）について、当該電気工作物に使用される絶縁油に微量のポリ塩化ビフェニルが混入している可能性が否定できない旨、経済産業省へ報告されたことを踏まえ、届出の対象となる電気工作物を拡充すべく、平成16年3月31日限り、平成13年経済産業省告示第631号を廃止し、平成16年4月1日より、平成16年経済産業省告示第67号を制定し、新たな電気工作物として第6号から第12号を追加するとともに自家用電気工作物を設置する者の柱上変圧器を追加したもの。

（ ）これまでOFケーブル設備を製造・施工していた6社及び6社間の事業統合に伴い設立された新会社3社。

### 2. 運用上の解釈

届出を要する電気工作物は、事業用電気工作物（電気事業の用に供する電気工作物及び自家用電気工作物）のうち、次のものとする。

なお、プッシング、電圧調整器等の装置が当該電気工作物と一体となって構成されている場合で、当該電気工作物にポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されていないものの、当該装置にポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されている場合には、当該電気工作物での届出の対象とする。

#### 一 変圧器（電気事業者にあつては、柱上変圧器を除く。）

主要変圧器、所内変圧器、試験用変圧器、始動用変圧器、電気炉用変圧器、整流器用変圧器、接地変圧器及び移動用変圧器等の変圧器並びに自家用電気工作物を設置する者の柱上変圧器を対象とするものとする。

#### 二 電力用コンデンサー

力率の改善、電圧降下の低減等を図る目的で使用される進相用及び調相用コンデンサー並びに送電容量の増大を図る目的として使用される直列コンデンサーに加え、高調波フィルタ設備及び電力線搬送用結合コンデンサー等の電力用コンデンサーを対象とするものとする。

なお、サージアブソーバのようにコンデンサーと避雷器から構成されるものについては、本号に該当するものとする。

#### 三 計器用変成器

測定可能な電圧・電流に変成するためのもので、変電所等で使用される計器用変圧器・変流器及び電力計量用の変成器を対象とするものとする。

#### 四 リアクトル

進相電流を補償するための分路リアクトル、短絡時の電流を制限する限流リアクトル及び中性点と対地間に接続され、地絡事故時における地絡電流を制限する目的として使用される中性点リアクトル等を対象とする。

なお、高調波フィルタ設備のようにコンデンサー、リアクトル及び抵抗から構成されるものについては、第2号の電力用コンデンサーに該当とするものとする。

#### 五 放電コイル

コンデンサー開放時の残留電荷を速やかに放電させるためにコンデンサーと並列して線間に接続するコイルを指すものとする。

なお、構造上コンデンサーと一体となったものについては、第2号の電力用コンデンサーに該当とするものとする。

#### 六 電圧調整器

電源電圧の変動や負荷電流の変化による電圧変動を補償するためのもので、負荷時タップ切換器及び誘導電圧調整器等の電圧調整器を対象とする。

なお、変圧器と一体で構成されるものについては、第1号の変圧器（柱上変圧器を除く。）に該当するものとする。

#### 七 整流器

交流を直流に変換する装置を指すものとする。

## 八 開閉器

通常において、電路を開閉できる装置を指すものとする。

## 九 遮断器

地絡事故及び短絡事故の異常時においても電路を開閉できる装置を指すものとする。

## 十 中性点抵抗器

中性点と対地間に接続され、地絡事故時における地絡電流を制限する目的として使用される中性点接地抵抗器を対象とする。

## 十一 避雷器

雷及び開閉サージによる機器保護のため、放電により過電圧を制限し、続流を短時間のうちに遮断して原状に自復する機能をもつ装置を指すものとする。

なお、サージアブソーバのようにコンデンサーと避雷器から構成されるものについては、第2号の電力用コンデンサーに該当するものとする。

## 十二 OFケーブル

導体上に絶縁紙を巻き、金属シースを施した上にビニルなどの防食層を設けた構造のケーブルを指しており、それに類似したPOFケーブルも本号に該当するものとする。

なお、上記ケーブルの絶縁油を充填加圧するための附属装置も本号に該当するものとする。

### 【電気関係報告規則第4条の表第15号の2、同表第16号及び同表第17号の2】

十五の二 現に設置している又は予備として有している別に告示する電気工作物であつてポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合（直ちに、当該電気工作物を廃止し、第十七号の二の届出をする場合を除く。）

十六 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第六号若しくは第十五号の二の電気工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは法人にあつてはその代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地（第十五号の二の電気工作物を設置している又は予備として有している者にあつては代表者の氏名を除く。）又は第十五号の二の電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合

十七の二 別に告示する電気工作物であつてポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合

## 1. 目的

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況を適切に把握することを目的として、平成13年10月15日付けで電気関係報告規則の一部改正を行い、ポリ塩

化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止に係る報告制度を創設した。

平成15年11月21日、社団法人日本電機工業会より電気機械器具について、並びに平成16年2月12日、ケーブルメーカー等9社よりOFケーブルについて、当該電気工作物に使用される絶縁油に微量のポリ塩化ビフェニルが混入している可能性が否定できない旨、経済産業省へ報告されたことを踏まえ、平成16年3月1日付けで電気関係報告規則第4条の表第15号の2は予備として有する当該電気工作物の追加及び届出期限の変更等について、同表第16号は使用状態の変更等について、同表第17号の2は予備として有する当該電気工作物の追加について改正したもの。

## 2. 運用上の解釈

電気事業法第55条の2第1項の規定によりポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物を設置する者の地位を承継した場合、同条第2項の規定に基づく届出を行うことで、同行為に関し、電気関係報告規則第4条第15号の2、同表第16号及び同表第17号の2の規定による届出を要しないものとする。

また、当該電気工作物について他の者に譲り渡す、又は他の者から譲り受ける場合、前者は同表第17号の2の規定による届出を、後者は同表第15号の2の規定による届出を要するものとする。

なお、記載方法については、様式第1、様式第1の2及び様式第2の備考欄によるものとする。

### 【電気関係報告規則第4条の表第19号】

十九 電気工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合

## 1. 目的

平成15年11月21日、社団法人日本電機工業会より電気機械器具について、並びに平成16年2月12日、ケーブルメーカー等9社よりOFケーブルについて、当該電気工作物に使用される絶縁油に微量のポリ塩化ビフェニルが混入している可能性が否定できない旨、経済産業省へ報告された。

このことを踏まえ、環境保全及び公衆の安全確保の観点から、電気工作物から絶縁油が漏洩し、構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合に届出を要するよう新たに省令として規定したもの。

## 2. 運用上の解釈

破損その他の事故とは、規則第 1 条第 2 項第 3 号に規定する破損事故に加え、いかなる原因であっても絶縁油が当該電気工作物から漏洩した状態にある場合を指している。

構内以外に排出された場合とは、一般公衆が容易にふれることができる場所に排出されたことを指しており、さく、へい等により区切られた発電所並びに変電所、開閉所及びこれらに準ずる場所の構内及び取扱者以外の者が通常立ち入ることできない屋内の電気室等に排出された場合はこれに該当しないものとする。

地下に浸透した場合とは、変電所における変圧器の防油堤内の漏洩及び地中電線路におけるマンホール内の漏洩など当該電気工作物以外の他の工作物によりそれ以上浸透しない等絶縁油を回収することが可能な場合を除き、地表から地中に浸透した場合を指している。

したがって、破損その他の事故に該当する場合であっても、構内以外に排出されたとき又は地下に浸透したときのいずれにも該当しないときは、届出の対象としないものとする。

なお、記載方法については、様式第 3 の備考欄によるものとする。